

エネルギー・環境領域 プログラム利用規約

2020年5月26日制定

2021年12月22日一部改正

2022年7月14日一部改正

2023年5月8日一部改正

2024年3月25日一部改正

2025年4月14日一部改正

本利用規約は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」といいます。）が開発した別紙1に定めるプログラム（以下「本プログラム」といい、ソースコードを含む本プログラム及び本プログラムに付随する関連書類を総称して「本プログラム等」といいます。）の利用に関して適用されます。本利用規約に基づく本プログラム等の利用許諾契約（以下「本契約」といいます。）は、第2条の規定に基づき、本プログラム等の利用を希望する者からの利用申請を、研究所が受理することにより、研究所と利用を承諾された者（以下「利用者」といいます。）との間に有効に成立します。なお、研究所は必要に応じて、随時、本プログラムを追加・削除できるものとします。

（目的）

第1条 研究所は、本プログラムの普及と発展を目的とし、本利用規約に同意した利用者の協力を得て、その技術評価並びに改良・改変を可能とするため、本利用規約に基づく本プログラム等の利用許諾を行うものとします。

（利用資格）

第2条 本利用規約に基づく本プログラム等の利用者は、本利用規約に同意した上で本プログラム等の利用を研究所に申請し、研究所に受理されたものでなければなりません。

2 本利用規約が改正された場合、利用者はそれに従うものとします。

（利用許諾の内容）

第3条 研究所は、利用者に対し、本契約の有効期間中、本プログラム等に関し、次に掲げる日本国内における権利を許諾します。

- 一 利用者が保有する機器において、本プログラム等を使用、複製すること。なお、利用者は、本プログラム等の複製を行う場合、研究所の付した著作権表示の削除又は変更、及び複製物の第三者への譲渡又は貸与はできません。
- 二 利用者が保有する機器において、本プログラム等の一部又は全部について、修正、追加等の改変を行うこと。

（本プログラム等の提供方法）

第4条 研究所は、本プログラム等に関する情報を随時研究所のウェブページ等に掲載し、本契約に基づき、本プログラム等をインターネット又は電子メール等の手段を用いて利用者に提供します。

(対価)

第5条 利用者による本プログラム等の利用料は、本契約が本プログラムの普及と発展を目的としていること、並びに本プログラム等の改良・改変に対する利用者の協力を鑑み、無償とします。

(情報提供の要請)

第6条 研究所は、利用者に対し、本プログラム等に係る技術評価の結果に関する情報及び本プログラム等の改良・改変に関する情報の提供を要請することができます。この場合において、利用者は、研究所の要請に協力するものとします。

(成果公表時の引用)

第7条 利用者は、本プログラム等を利用して得られた成果を公表する際には、本プログラム等の引用を明記しなければなりません。

(著作権)

第8条 本プログラム等に関する著作権は、研究所に帰属します。

2 第3条第2号の規定に基づき利用者が改変した本プログラム等の改変部分に係る著作権は、当該利用者に帰属します。

3 前条の規定に基づく情報の提供を受けて研究所が創作した改変物に係る著作権は、研究所に帰属します。

(譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、研究所の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

2 前項に反して、利用者が本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し承継させ、又は担保に供した結果、研究所に費用負担又は損害が生じた場合、利用者は、研究所に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負うものとします。

(不保証・免責)

第10条 研究所は、本プログラム等について、商品性、完全なる作動性、エラーの無いこと、特定使用目的への適合性その他の品質に関する保証及びその利用結果に関する保証を含め、利用者に対し、いかなる保証を行うものではありません。

2 研究所は、本契約に基づく利用者による本プログラム等の利用が、第三者の権利（特許権そ

の他の知的財産権を含みますが、これに限定されません。以下、本項において同じ。)の実施を必要としないことを保証するものではありません。利用者による本件プログラム等の利用が第三者の権利を侵害するとして生じた紛争は、すべて利用者が自らの責任と費用負担において解決するものとし、研究所は当該侵害について一切の責任を負いません。

3 研究所は、利用者による本プログラム等の利用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負いません。

(秘密保持)

第 11 条 利用者は、本プログラム等のソースコードの他、研究所が秘密である旨を明示して提供した情報について秘密を保持するものとし、研究所の事前の文書による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはなりません。

(損害賠償)

第 12 条 研究所及び利用者は、相手方が本契約の規定に違反したことに起因して損害を被った場合、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとし、かかる請求がなされた場合、相手方は責任をもってその賠償の任にあたるものとします。

(契約の解除)

第 13 条 研究所は、次に掲げる事由に該当する場合は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- 一 利用者において、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続開始の申立てがあった場合又は清算に入った場合
- 二 利用者が、第 2 条の利用資格に該当しなくなった場合
- 三 その他本利用規約に違反した場合

2 利用者は、研究所に対し 30 日前までに通知することにより、本契約を解除することができます。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 研究所及び利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- 一 相手方が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であるとき、又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、反社会的勢力であるとき
- 二 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用しているとき
- 三 相手方の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 相手方の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項の規定により本契約を解除した場合、解除した当事者は、その相手方に対し、自らの被った損害の賠償を請求することができます。

3 第1項の規定により本契約を解除した場合には、解除した者は、その相手方において解除により生じる損害があったとしても、一切の賠償責任を負いません。

(契約終了後の措置)

第15条 利用者は、本契約が終了した場合（前二条の規定により早期に終了した場合を含みます。）、本プログラム等の利用を中止し、本プログラム等及びその複製物を返却又は廃棄するものとします。

(期間)

第16条 本契約の有効期間は、本契約が成立してから当該年度の3月31日までとします。

2 前項の規定にかかわらず、第7条から第12条まで、前条及び次条の規定は、本契約終了後も有効とします。

(契約の更新)

第17条 本契約の更新を希望する利用者は、本契約の有効期間内に翌年度における本プログラム等の利用を研究所に申請し、研究所に受理されなければなりません。

(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

第18条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1

本プログラム

- ・ 車両シミュレーションモデル ver.20250317
（研究所内知財管理番号：2025PRO-3196）
- ・ エンジンのサイクルシミュレーションモデル ver.20241220
（研究所内知財管理番号：2025PRO-3232）

以上